

「常陸大宮市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）」の概要

1 行動計画策定の背景

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザのウイルスとは抗原性が異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。ほとんどの方が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすおそれがあることを鑑み、新型インフルエンザ等の対策強化として、新型インフルエンザ等対策措置法(平成24年法律31号)が制定されました。

同法の施行に伴い、市町村においては、国や県の行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や実施する措置の基本的な内容を示すための市行動計画として本計画を策定するものです。

2 行動計画（案）の概要

(1) 対象とする感染症

- ①新型インフルエンザ
- ②新感染症（その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの）

(2) 基本的な方針

①新型インフルエンザ等の特徴

- ・発生の予測や措置が困難であること。
- ・市民の生命・健康や経済に大きな影響を与えること。

②対策の目的

- ・感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること。
- ・市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小限となるようにすること。

③流行規模の想定

- ・国の試算を基に科学的見地や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に想定すると人口の約25%が罹患すると予測される。

④発生段階による分類

- ・新型インフルエンザ等の発生段階ごとに規定し未発生期、海外発生期、地域未発生期(国内発生期)、地域発生早期(市内発生期)、地域感染期、小康期の6段階に分類する。

(3) 行動計画の主要項目

①対策推進のための役割分担、主要6項目の対策

- [主要6項目] ①実施体制 ②サーベイランス・情報収集 ③情報提供・共有
④予防・まん延防止 ⑤医療 ⑥市民生活等の安定の確保

(4) 対策実施上の留意点

①状況に応じた柔軟な対応

国・県の行動計画を確認しつつ、実施すべき対策を選択し決定する。

②関係機関との協力

国・県及び県内市町村や関係機関が連携して取り組みを行い、対策を実施していく。

③市民・事業者等との協力

個人レベルでの感染予防策及び事業者における感染予防策の実践を求める。

④マニュアルの整備

今後、国・県の示すガイドラインを参考に具体的なマニュアルの策定をする。

県立水戸・土浦産業技術専門学院 平成27年度一般入学選考試験

○募集科名等

【水戸産業技術専門学院】自動車整備科、建築システム科、電気工事科

【土浦産業技術専門学院】機械技術科、自動車整備科、コンピューター制御科

※各科の募集人員については、ホームページでご確認ください。

○受付期間 10月20日(月)～31日(金) 必着 ○試験日 11月10日(月)

○試験内容 国語、数学、面接 ○合格発表 11月17日(月)

問 県立水戸産業技術専門学院 (水戸市下大野町6342) ☎029-269-2160

H・P <http://www.ibaraki-it.ac.jp/gakuin/>

県立土浦産業技術専門学院 (土浦市中村西番外50) ☎029-841-3551

H・P <http://www.t-gakuin.ac.jp>